

第 103 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和元年 12 月 23 日 (月) 14:00～16:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 浦 尚子 性暴力被害者支援センター・ふくおかセンター長
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局 CSR 推進室部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会 女性クリニック We!TOYAMA 院長
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案について
(2) 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定に向けての意見交換
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 内閣府資料 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案について)
- 資料 2 内閣府資料 (第 5 次男女共同参画基本計画策定に向けた検討)
- 参考資料 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について (諮問)
- 参考資料 2 第 5 次男女共同参画基本計画の策定について
- 参考資料 3 第 4 次男女共同参画基本計画 (第 7 分野抜粋)

参考資料4 第4次男女共同参画基本計画フォローアップ個票（第7分野）

（議事録）

○小西会長 皆様、お忙しいところありがとうございます。全員そろったようです。すばらしいですね。時間前なのですけれども、時間がなくなるのはもったいないので、早く始めさせていただきます。ただ今から、第103回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、中村委員、山田委員が御欠席です。

この度、事務局において人事異動がありましたので、新任者から御挨拶をいただきたいと思ひます。吉田室長、お願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 10月10日付で暴力対策推進室長を拝命いたしました吉田と申します。前任の杉田に引き続き、よろしくお願ひいたします。

前は男女局総務課の地域担当と国際担当をしておりまして、地域における男女共同参画ですとか、今年G7やAPECでも首脳・閣僚レベルの文書をまとめる機会がありましたので、そうした国際的な交渉を担当しておりました。そういった国際会議の場でも、やはり女性に対する暴力というのは重要なテーマになっていました。私もそうした観点はあったのですけれども、前回この専門調査会を傍聴させていただいて、全然専門的なことが分かっていないなと感じました。

2カ月ほど経ちまして、勉強を重ねてきているところではす。先週、政府予算案も決定しまして、しっかりと予算も確保できたところではす。暴力の分野は、非常に重要な深刻な問題でもありますので、長期的に目指すべき姿を考えながら、気を引き締めて、足元の施策にしっかりと取り組んでいきたいと思ひますので、先生方の御知見、御尽力をよろしくお願ひいたします。

○小西会長 吉田室長、ありがとうございます。

さて、本日の議事ではす。前半は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案について御議論いただきます。後半は、「第5次男女共同参画基本計画」の策定に向けて皆様から御意見をいただきます。

また、本日は橋本大臣が概ね15時40分過ぎに御到着され、御挨拶をいただくことになっております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 まずは議事次第がございまして、資料1としまして、DV基本方針に関する資料、概要や参考条文などをつけております。また、資料2としまして、議題2にあります「第5次男女共同参画基本計画」についての資料を資料2-1、資料2-2として内閣府の取組を載せており、また、本日御欠席の山田先生、中村先生の御意見を資料2-3、2-4としてつけさせていただいております。

参考資料としまして、1、2、3を配布しております。参考資料4としましては、卓上に大きなドッチファイルを出しております。

何か不足がございましたら、事務局までお願いいたします。

以上です。

○小西会長 それでは、議事（1）に入ります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正案について、まず事務局から説明をお願いします。

○吉田暴力対策推進室長 議題（1）のDVの基本方針についてですけれども、これは資料1ですが、その2ページ目に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための法律」をつけております。その第2条の2の中で、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣が基本的な方針を定め、この基本方針をもとに都道府県や市町村が基本計画を策定することが規定されておりますが、その指針となるべきものがこの基本方針となっております。

今回、基本方針を改正するきっかけとなりましたのは、本年6月の児童虐待の対策強化の中で行われたDV防止法の改正であり、その中で児童相談所が重要な一つの連携先として明記されたことを踏まえての改正が主たるものになっております。

1枚戻りまして、どのような内容があるかということですが、資料1で概要をつけております。まず、DV防止法の改正の関係では、DV被害者の保護に当たり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追記したことでか、あとは配偶者暴力相談支援センターを児童虐待の方で要保護児童対策地域協議会という地域の協議会がありますので、そちらに参画するよということ。通知を厚生労働省も出しています。また、DV対応と児童虐待対応の連携協力の実効性の向上ということで、「児童相談所その他の」というのを法改正と同じようにつけたということと、先ほど申し上げた要対協に積極的に参加するよということと、ガイドラインの作成や連携の好事例の共有、研修の拡充等により、現場で実効性を持って連携が図られるような取組をするということを記載しております。

もう一つの内容が、今年2月から、片山さつき前大臣のもとで「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」を立ち上げて議論してございまして、それを踏まえて行政と民間シェルターの連携強化などを方針として打ち出し、また、来年度の予算を計上しているところです。こうしたことを踏まえまして、民間シェルターと行政とが対等な立場で連携を図る旨の記述に変更したり、民間シェルターが持つ心理的ケアの専門的支援や民間シェルターの被害者支援の充実に向けた取組を推進したりする記載を追加したいと考えております。

3点目ですが、今年度の重点方針で記載されたことを幾つか盛り込んでおります。具体的には、新たにSNS等を活用した若年層にも届きやすい広報啓発ということで、これは今後取り組んでいくこととなりますが、SNSというのが若年層には有効ではないかということで、ちょっとジャンルは違いますが、今、性暴力被害者の若年層への相談という

のを12月10日から24日まで試行的に実施しているところです。こうした取組なども踏まえて、DVの方でも進めてはどうかということと、今回の法改正の中で加害者更生プログラムを検討するようにと附則の中で書かれておりますので、そうしたことを踏まえて、加害者更生プログラムについての検討に努めるということをご記載しております。

以上が今回の改正の主な内容になっておりますけれども、今後、地方公共団体からいただいた意見などを踏まえて、また、本日の会議での意見を踏まえて、関係省庁と相談して修正した上でパブリックコメントを実施し、年度内に基本方針の決定、告示という手続を行いたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して御意見や御質問がございましたら、よろしく願います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米でございます。

御説明ありがとうございます。何点か質問と意見がございます。

1点目は、関係機関の連携についてです。ただ今の御説明の中でも、1つは関係機関の協議会といったような文言もございますし、また、民間と対等な立場で連携していくというような言及がございます。これをやっていくときの個人情報保護との兼ね合いなのですが、関係機関とケースレベルでの情報共有をして連携して動くときには、個人情報保護との兼ね合いをどうするかということについての整理が欠かせないと思います。

要対協の中においては守秘義務が解除されているということは知っておりますけれども、子供がいないケースもございます。そのような場合に、こういった形で情報共有ということをご制度的に担保できるのか、それについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。こちらが1点目です。

2点目ですけれども、先だつての計画策定専門調査会でもお尋ねしたことでございます。面会交流の支援に関することでございます。あの折には、1年間の相談件数が1,200件レベルで、支援を行われた件数が77件というのは、これを必要としている対象に対して少な過ぎるのではないかと、この制度の対象になる人口がどれくらいなのかということについてお尋ねしたのですが、厚生労働省からは明確な御返答がございませんでした。大体どのくらいの人たちが面会交流の支援を必要としていて、現在カバーできているのがどれくらいで、今後はどれくらいまでカバーしていけるのかということについてお考えをお聞かせいただければと思います。

3点目になりますが、カウンセリングについてです。DVの被害者が心にも非常に深い傷を負うということはよく知られてきているようになっております。性暴力に関しては、カウンセリングを受ける場合に予算措置がされていると思うのです。DVについては、配暴センター等に医療職を配置ということがなされていると思っておりますが、被害者自らがカウンセ

リングを受けた場合には予算の措置がないという風に思います。その点についてはぜひ拡充していただきたいと思います。

以上3点でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

幾つか御意見をまとめていただいて、お答えなり、さらに問題があれば出していただくかと思いますが、他にはございますか。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、まず1つは、面前DVが児童にとっては心理的虐待ということとはちゃんと文言として書き込まれているので、良いのですが、最近、小西先生がお詳しいかもしないのですけれども、殴られたりするよりも心理的虐待とか面前DVの方が脳の傷は大きいということで、簡単なものに考えてはいけないということを認識すべきだと思います。子供の目の前で暴力を振るっている場合は、DVの中に子供が直接暴力の対象ではなくても、面前DVを受けているだろうとなった場合は児相に通告をしなければいけない仕組みなのです。そうではなくて、全件共有が良いのではないかと思うのです。

通告を行うということになりますと、そこで、例えば女性センターの方でDVを見聞きしている子供がいると認知されたときに、その人のジャッジが入ってしまいます。そうすると通告までは不要と判断された場合に情報共有されないこともあり、子供のケアにつなげることはできないのではないかと思います。心理的な虐待というものは決して簡単なものではなく、そちらのほうが大きな傷だというような認識で捉えていただければと思います。

子供の目の前でということ、子供に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たると書いてあるのですが、目の前で見ていること自体が著しい心理的暴力だという認識で捉えていただければと思います。

もう一点、先ほどと同じようなことだと思うのですけれども、子供に対するケアです。DVでお母さんが子連れで逃げてきたというときに、子供に対するケアをきちんとしなくてはいけないということなのですが、子供に対する援助が必要というところで、児相から女相に訪問したり、通所したりという風になっています。もはやこれは児相と女性相談センターはできるだけ施設も同じところで、通ったり母子分離をしたりすることのないような方向に持っていくべきではないかなと考えます。先ほどの全件共有と同じことですが、お子さん連れというときに、母子分離をしないで、例えばその子のケアをする、あるいはお母さんも一緒にケアをするということが同じ施設の中でできるようにすべきなので、なかなか地方自治体にとっては厳しいところかもしれないのですけれども、もはや組織は改編するといいますか、同じ組織の中に入れるということを検討する時期に来ているのではないかと思います。

とりあえず以上です。

○小西会長 では、原委員、どうぞ。

とりあえずここで御意見、御質問をいただくのに20分ぐらいと考えております。別に何分という訳ではございませんけれども、一応時間の配分をお教えしておきます。

○原委員 ありがとうございます。

基本方針の改正ですね。私もずっと言ってきたことなのですが、やはり配暴センターと児童相談所の連携を具体的にどうしていくのかということは非常に重要な課題で、多分現場にいる人たちは、虐待の問題とDVの問題がくっついているということはよく分かった上で支援をしてきていたけれども、なかなか会議の席で一緒に会議を行ったりアセスメントするというのをやってこなかったのだらうと思うのです。

ちょっと厳しめの意見かもしれませんが、少しだけ具体的にこういう風にすればよいのではないかということが書かれていました。もちろんこれはこれでいいのですが、例えば児童の分野で言うと知事の任命のある児童福祉司と婦人相談員という、例えば待遇面であるとか法的な地位が全く違う人たち同士の連携はそもそも上手くいくのだろうかということを疑問として感じずにはおれません。もちろん組織体として、例えば児童相談所と婦人相談所が同じ組織内にあって、それでその判断をする人がきちんとやっておられれば良いのかもしれないですが、私はやはり今後、児童の分野の連携を進めていくときに、いわゆる配暴分野にいる者たちに対する待遇改善というのが、これは欠かせないのではないかと考えています。

それともう一点だけ、要対協のあり方です。やっとなら私も県の要対協のメンバーになりましたが、あれはメンバーがそろっているだけの代表者会議とその下の会議、もしくはいわゆるケース会議を行う実働部隊の人たちとの会議とが分かれていて、要対協のあり方そのものですね。例えば何かの権限を与えて要対協自体がもっと機能化を起こすようになるのか。私も配暴分野にいる人たちが要対協のケース会議に最後まで参加したというのはあまり聞いたことがないのです。ですから、アセスメントはしていない。会議も最後まで参加をしていない。そのような状況の中で、これから連携協力して同じ歩調でお母さんと子供を支えてやっていきましょうねというのは、制度としてちょっと難しいのではないかと考えていますので、そこのところも検討していく必要があるのではないかと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

では、可児委員、どうぞ。

○可児委員 何点かあるのですが、まず、面前DVが児童虐待に当たるということを前提に考えたとき、ほとんどのDVの案件ではお子さんが暴力を目撃していますし、目撃していなくても音等で何らかのダメージを受けています。そうすると、DVの案件ではほぼ児童虐待が発生していることになります。にも関わらず、配偶者からの暴力と児童虐待が重複している可能性があることを踏まえという書きぶりになっていて、ちょっとこれは実態に合っていないのではないかと思います。配偶者からの暴力の案件では基本的には児童虐待も発生しているのだということが分かるような書き振りにしないと、あたかも面前DVのことは

外しているかのようにも読み取れてしまうので、書き振りは工夫していただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、要対協の関係です。何年か前から愛知県内のある市町村では、要対協にDVも加わってやっています、愛知県弁護士会からも委員が会議に参加しています。ただ、やはり元々が児童虐待から発生したものなので、DVが加わっているといってもお客様のつけ足しで入っているだけで、実のある議論がなされていません。なので、要対協に参画するというをただ定めるだけでは、全国でDVはお客様の関わるだけということにもなりかねないので、さらに要対協を実質的な連携の場にして回していけるような工夫が必要ではないかと思います。

あともう一点、以前の会議のときにも少しお話ししたことです。いわゆる面前DVがあるような、児童虐待もあるようなケースの中で、最初にDVとして把握されるのか、虐待として把握されるのかによって、その後の弁護士として関わって事件を動かしていくやりやすさというのが大きく違ってきてしまうのです。DVとして関わり、被害者であるお母さんとお子さんと一緒に動かせるような体制になっていければ割とスムーズに色々なことを進めていけます。ところが、先に児相が入り、お子さんだけを一時保護するような状態になると、お母さんにも戻せない、お父さんにも戻せないということになってしまい、まず、子の監護者指定の手続を1個挟まないと、その後の離婚等に向けた手続すら進められないということになってしまうことがあります。監護者指定の手続は3カ月、4カ月、ときには半年程度かかるので、その間ずっとお子さんは両親から引き離された状態で児相の一時保護だったり、施設で生活しなければいけないことになってしまいます。結局はお母さんのところに戻ってくるとしても、最初にDVだということをきちんと理解した対応がなされないと、そういったすごく手間のかかる状況にもなってしまいます。どこから入っていても同じような形で支援がしていける方向性というのを考えていただきたい。基本方針に書き込むかどうかはともかく、そこは意識していただきたいと思いました。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

では、今は、1つは連携、要対協の問題、それから面前DVの問題という、どちらも絡んでいることでお話があったと思いますが、もしございましたら。

○吉田暴力対策推進室長 皆さん、ありがとうございます。

今回は基本方針という、どちらかという総理と関係大臣が定めるような包括的なものですので、どこまで書き込むかというのはありますけれども、御指摘のあった面前DVは児童虐待という問題認識をもう少ししっかり捉えるとか、そういうところは表現の工夫をしていきたいと思います。

私も就任後色々なところで話を伺っていて、DVと児童虐待の連携というのが非常に大事だと。特に早い段階でもう少しDVと児童虐待が連携していれば望ましいですとか、一方で、児童相談の方で面前DVだから心理的虐待として連絡があった件について、子供がそ

んなに被害を受けていないから問題ないよねという風に児童虐待の対応側で終わってしまうことがあるという話も伺っております。児童虐待の方も今後、DVとの連携についてどうするかというのを年度内に調査することになっていまして、今後そういうのを検討して好事例などを発信していくということですので、そうした中でしっかりと議論をしていきたいなと思っております。

特に児童虐待のプロセスの中にきちんとDVの理解を入れていくのが非常に大事ですし、あとは、予算がどうなったか聞いていませんけれども、厚生労働省では婦人相談所の中で児童対応を見られる専任の人を置くという予算要求をしていたと聞いていましたので、そうしたものをしっかり活用しながら、児童虐待の早い段階でDVとの関連に気づいて、DVの側からのアプローチも並行してできるようにするとか、要対協というのはあくまで大きな会議体ですので、そうした会議体で培った連携関係というのが個別のケースでも生きていくように、どのようなことができるのか。児童虐待は児童虐待で目の前で仕事がたくさんありますけれども、ただ、早い段階での介入とか、そうしたDVとの早い段階での連携というのは大事だと思っておりますので、そういうのをしっかりと盛り込めるように、働き掛けていきたいと思っております。

特に、確かに種部先生が御指摘のように、両者の連携というのは、児相と婦相が一緒に入っている組織というのは全国にも沢山ありまして、そうした組織が一緒に相談できるすとか、あるいは別々の組織だけれども、現場で福祉職の人が児童虐待とか婦人相談所とか生活保護とか色々なところを異動していて、そうした人が横でつながりがある組織のようなパターンで非常に強みを持って連携しているところもありますので、そうした例も踏まえながら、より良いものができるというのは大事かと思っております。

納米先生から御指摘のあった個人情報の制度的担保は今後の課題かなと思っておりますし、少なくとも要対協の中ではそういった制度的担保がありますので、そうした中で連携するとともに、DVの中で同じようなものが作れるかどうかというのは、また今後の課題かと思っております。

面会交流の支援についても、厚生労働省から色々話を伺ってきたいと思っておりますし、共同親権の議論も始まっていますので、そうしたところをしっかりと把握しながらやっていきたいと思っております。

まずは以上、お答えさせていただきます。

○小西会長 今日御意見をまず伺うというところなので、各省庁に答えてもらうというのはまた違うのですけれども、皆さんがおっしゃっているのは連携ということですが、私自身も意見を言わせていただくと、連携は本当に現場である一つの事例についてやらない限り進みません。そういうものの成功事例がぜひ必要なのですね。そういう意味では、連携するのに障害になることが、例えば個人情報のことだったり、立場のことだったり色々あるわけですが、制度というよりは本当に現場が動くようにしないと、連携の問題はずっと言われていながら、なかなか変わっていかないのはそのせいだと私は思っており

ます。

今、30分ぐらいお話しいただきましたが、今日はもう一つ大きなお話、まだ意見をいただくということがございますので、次の議論に進みたいと思います。

「第5次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、まずはこちらも事務局から御説明いただき、その後、各委員から御意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○吉田暴力対策推進室長 議題2の男女共同参画基本計画について御説明をいたします。

資料2を御覧ください。資料2では、まず1枚おめくりいただいた資料2-1が現在の第4次計画の女性に対するあらゆる暴力の根絶についての概要になっております。その中で基本的考え方というのが示されておりまして、成果目標というのが幾つか設定をされております。その下に具体的な項目がありまして、予防と根絶のための基盤づくりですとか、DV、ストーカー、性犯罪、子供に対する性的な暴力、売買春など、それぞれについての取組というのが記載されております。

こうしたものの取組状況については、資料2の裏に書いておりますけれども、例えば成果目標の達成状況としましては、男性の配偶者からの被害を相談した者の割合という数字が当初では16.6%で、目標が30%のところ、ある程度上がってはきてはおりますけれども、まだ達成していない状況ですとか、配暴センターの設置状況も計画策定当初の88から150を目指すとありますけれども、現段階では114であるとか、進捗はしているけれども達成していない状況、一方で性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは昨年10月に47カ所という目標を達成しております。こうした状況を踏まえながら、どのような成果目標になっていくか、あるいはどのような大きな項目を盛り込んでいくかというのを御意見いただければと思っております。

2ページ目の下の方に書いてありますのが4次計画の策定後に取り組みされた事項ということで、重点方針を毎年度決定しておりますけれども、その中で進められた事項を参考として記載しております。DVについては民間シェルターですとか加害者更生プログラム、あるいは、厚生労働省で婦人保護事業の見直しを検討しており、売春防止法の枠組みだったのを見直さないといけないのではないかという話ですとか、DVと児童虐待との連携ということが新たにテーマとなっております。

また、子供に対する性的な暴力に関しては、アダルトビデオ出演強要、JKビジネスなどのAV・JK問題、あるいは若年層への相談対応力の向上としてメール・SNSなどを使ってはどうか。あるいはどのようにそうした層にアプローチをしていくか。

順番が変わってしまいましたけれども、4の性犯罪への対応については刑法の改正が実現しました。今、刑法の附則で規定された3年後検討というのがありますので、それを法務省で検討している状況や内閣府のワンストップ支援センターの運営の安定化や質の向上、児童の性虐待対応ですとか、性犯罪被害相談電話に係る共通番号の開始というのが書かれております。

また、セクハラにつきましては、行政とメディアとの関係での不適切な事案を踏まえた緊急対策の策定ですとか、あるいは最近であれば就職活動中の学生に対するセクハラ防止ということが重点方針には盛り込まれてございます。こうしたものを取り込みながら、あるいはここで足りない部分を第5次基本計画の中で出していくということになります。

5次計画の検討方針ですけれども、参考資料1にございますが、参考資料1が総理から本年11月12日にこの会議の親会議である男女共同参画会議に諮問されまして、その会議の場で承認された検討の方針が参考資料2になります。まず大きな内容としては、2015年12月に策定されている5年間の計画ですので、来年12月ぐらいの閣議決定に向けて検討していくということになります。検討体制としましては、基本計画策定専門調査会というのを設置して、そこで検討していこうということで、第2回まで会議は開催されております。この計画専門調査会につきましては、暴力の専門調査会からも小西会長、納米先生、種部先生、原先生、山田先生に構成員として参画いただいております。今日の専門調査会で御意見をいただきますけれども、そこでいただいた御意見を踏まえて、次回、第3回の年明けにある計画専門調査会でも小西会長から御報告いただいて、向こうの議論に反映するとともに、また、専門調査会だけでは議論し切れないので、細かくワーキンググループを幾つか設けて議論していくようになっております。そのワーキンググループの議論の状況なども皆さんに適宜フィードバックしながら、御意見も伺いながらまとめていきたいと思っております。

その後、夏頃にワーキンググループから出てきたものをまとめて、基本的な考え方が答申されて、政府において具体的な取組、あるいは目標を定めて、12月に閣議決定をするという今後1年ぐらいかけての検討を行っていくということになります。

そういう意味では、まさにこれから検討するという事で、ぜひ専門調査会の暴力に関する分野の御専門の方々からも御意見をいただきたいと考えております。

内閣府の今の取組などについて、少し戻りまして説明をさせていただきますと、資料2-2になりますけれども、内閣府で行っている主な取組としましては、1つは女性に対する暴力をなくす運動というのをしております。これについては6ページになりますけれども、毎年11月12日から25日まで行っておりますが、同じ期間、特に11月いっぱいには児童虐待防止推進月間でもありまして、その連携が大事ということで、オレンジのリボンと紫のリボンを組み合わせたダブルリボンバッジというのを今年作成して、全ての閣僚や知事などにも着用をお願いいたしました。総理官邸で総理と加藤大臣、橋本大臣と小西先生にもお入りいただいて、児童虐待、DVの現場の方、あるいは有識者の方と意見交換をしていただき、総理からもしっかりとDVの根絶と子供たちの命を守るために全力を尽くしていきたいというような御発言をいただいております。

引き続き、そのときのテーマに沿ったなくす運動というのを展開していきたいと考えております。

また、DVにつきましては、DV防止法の一部改正がありましたので、まさに今回の基本方

針もそうですけれども、児童虐待防止対策と連携した取組をしっかりと進めていきたいと思っています。また、1ページに戻りますが、改正法の附則において2つ検討事項が書かれております。1つは通報の対象となる暴力の形態、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大に関する検討です。これもまた暴力専門調査会の中で来年御議論をいただいて、検討を進めていきたいと考えております。

2点目が加害者の地域社会における更生のための指導についてです。加害者更生をどのようにするかということで、今有識者会議を設けて、来年度から地域で実際に試行を進めていこうと考えております。

次は民間シェルターを活用した施策の推進についてですが、地域の民間シェルターが行っている先進的な取組を支援していこうということで、パイロット事業をスタートさせることにしております。来年度、3.2億円の予算要求をしましたがけれども、初年度ということもありまして、何とか2.5億円の予算を計上することができましたので、これを有効に活用しながら事業をしっかりとやっていきたいと思っています。また、そうした中で民間シェルターの運営の安定にも資するような形を考えていきたいと考えております。

次は性犯罪の対策ということで、ワンストップ支援センターの交付金を平成29年度に創設しまして、全県に整備されて、今年度は2.1億円の予算を確保しておりましたけれども、来年度は2.47億円に増額いたしまして、これを使いまして処遇改善ですとか、さらなる24時間体制の整備ですとか、そうしたことに取り組んでいきたいと考えております。

あとはこの期間、AV・JKの問題ですとかセクハラの問題がありました。その際にはそれぞれこちらの暴力に関する専門調査会で審議をいただいて、現状や課題などを整理して、御意見をいただきました。

内閣府だけの取組になっておりますけれども、引き続き内閣府だけではなくて、この5次計画というのは政府全体の計画ですので、その中には厚生労働省、法務省、警察庁、文部科学省など関係省庁も含めて検討してまいりますので、またその検討に資するよう、忌憚なく御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対して、各委員からお一人5分程度で御意見をいただきたいと思っております。

それでは、阿部委員から五十音順にお願いできますでしょうか。

○阿部委員 阿部と申します。

意見というと、どの辺に焦点を当てていいのかわちよつと、余りにも幅広いのでと迷いましたが、1つは被害者の一時保護や自立支援の根拠法が63年前の売春防止法になっている現状と、このDV被害者や様々な困難な問題を抱えた女性たちの支援に違和感がある。この委員会でも繰り返しこういったことの見解が出されてきました。前回の厚労省の資料によると、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が議論を積み重ねているようで、新法の制定を含めて抜本的な改正によって被害者や支援を必要とする女性た

ちに対して自治体と民間の連携によって切れ目のない支援の取組が行われるようになるのではないかと期待している。意見の1つです。

2つ目は、5のところにある「子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進」の具体的な取組のアについてなのですが、私はこの1年間、児童に対する強制性交の被害に対して支援に取り組んできたわけですが、その教訓から、子供自身が嫌だと拒否できるような何らかの取組が必要である。あるいは被害を訴える言葉を今、持っていない子が被害を訴える言葉を持つために、子供たちに対して性教育を行うべきだと思います。性教育というと長い間タブーになってきましたので、皆さんが、ええっと、ぎょっと驚くような感じなのですが、最初は、やはり水着で隠されるプライベートゾーンというのは、それぞれの子供たちにとってとても大切なところだから、他人がのぞいたり触ったりしてはいけないなどという分かりやすいところから、子供たちに自分の体を知る、自分の大切な場所を守るということを教えていく必要があるのではないかと思います。

3点目は、4の「性犯罪への対策の推進」について、2017年の法改正で積み残された課題は積極的に見直ししなければ被害が認められず、救われない被害者が放置されるのではないかと思います。幾つかの課題があると思いますが、この間、私は男性も含めて自治体や民間団体、学校の教職員たちと何度か討議をしましたところ、多くの意見としては、改正について賛成でした。ぜひ性犯罪に対する厳正な対処の推進の一環として、この委員会でも後押しをしてほしい。1つは、同意なき性交は性犯罪である。暴行脅迫要件を外してほしい。2つ目は、性交同意年齢を13歳というこの年齢から、せめて15、16歳に引き上げてもらいたい。3つ目は、新設された親、児童養護施設の職員などその影響力に乗じた性行為をした者を罰することから、さらに地位の関係性を利用した性犯罪規定を広げてほしいと、こういったことを意見として述べたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 私は専門が刑法の解釈論であり、必ずしもこうした対策全般について知見があるわけではないのですが、読ませていただいて2点ほど感じたところを申し上げます。

1つは、基本的考え方の中で「インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い」という一言があり、これはきわめて重要な問題意識であると感じました。確かにこういったコミュニケーションツールがあるために、加害行為の手段が非常に巧妙なものになり、より密行化し、発覚しにくいものになっています。それは我々の一般的な社会生活をとても便利なものとしている反面、それが加害行為が極めて迅速かつ巧妙に、そして発覚しにくい形で行われることを可能としているわけです。

それでは、こうした現象に対応して正面から十分な対応が可能となっているかといえば、

事前的な予防という側面からの対応には種々の制約があり、限界があると言わざるを得ない。結局、原則としては事後的な対応しか可能ではない。本当は、現象形態の変化に対応した、有効な事前的な、予防的な対応が可能であればよいのですが、今の自由社会においてはそれがなかなか難しいというところに根本的な問題があると考えております。

もう一つ、感じましたことは、処罰規定について見ると、色々な法令に色々な規定が散在する形になっています。例えば性犯罪について言えば、刑法にも基本的な条文はある、それから児童福祉法にもある、児童買春・児童ポルノ禁止法にもある、あるいは条例にもあるということで、バラバラで統一性を欠くものとなっています。しかも、それぞれの法令を異なった省庁が管轄するということになっています。

もし女性の権利や年少者の保護ということで、統一的な保護法益を観念できるのであれば、これらの処罰規定を整理することも必要ではないかと考えます。現状では、雑多な観点から、異なった処罰規定が設けられていて、必ずしもピントの合った刑罰法令の適用ができない現状があると感じられますので、そうした点の整理・統合も必要ではないかと考える次第です。

まとまらない発言となりましたが、2点だけ指摘させていただいたということでご容赦いただければ幸いです。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、浦委員。

○浦委員 性暴力被害者支援センター・ふくおかの浦です。私からは、ワンストップ支援センターの今後の課題について述べさせていただきたいと思えます。

まず、平成30年10月に各県に設置されたワンストップ支援センターですが、今年6月から8月までに行ったワンストップ支援センターの相談対応の調査を見ると、県によって非常にばらつきが大きいということがわかりました。例えば警察の認知件数と比べたときに、全国平均だと1.6倍ぐらいの相談を受けている計算になるのですけれども、県によってはそれが0.5、半分に満たない県もあれば、7倍ぐらい、700%ぐらいの相談を受けている県もあるということで、本当に県によってばらつきがまだまだある。そうした相談対応の質をどうやって担保していくかと考えたときに、同じくワンストップ支援センターの調査結果から出て来た課題として人材育成の問題があげられます。

まず、そもそも人が確保できないという量的な相談員確保の話と、専門性、どんどん困難で複雑な相談が寄せられているなか、相談員の専門性の担保が難しいという結果が顕著に出ていました。なので、内閣府で毎年やっていただいている相談員の研修について、今後もっと拡充した形で専門性を深めるような内容で継続していただければというのが1点と、あと、人材育成のためにはやはりそれに伴う待遇が必要になってまいりますので、相談員の待遇の改善をお願いしたいです。実際に今回の調査の結果からも、相談員のうち、3分の1が交通費あるいはボランティアで相談対応をしているという悲惨な結果が得られております。この待遇改善は相談の質の担保に欠かせないと考えております。

2点目ですけれども、どんな方から相談を受けているかという結果からすると、男性の相談が1割ぐらい、LGBTの方の相談が1%ありました。まだまだ女性以外の相談の対応が十分でないのが現状のワンストップの体制かと思しますので、こうした男性、LGBTの被害にもきちんと対応できるような体制が必要だと考えています。

数字には表れていないのですが、どんな方の相談が増えていますかという自由回答質問では、障害を持った方ですとか外国籍の方の相談も増えてきているという記述がありましたので、そういった相談についてもきちんと可視化して対応していく必要があると思います。

3点目、4点目は、阿部委員から言っていた教育と刑法改正の問題なのですが、伊藤詩織さんの件もそうだったのですが、なかなか司法的な解決が難しいですし、その過程において色々な二次被害が生じているのが現状、残念な実態だと思います。なので、被害に遭ったときに暴行脅迫があったかと聞く社会ではなく、ちゃんと性的な同意があったのかということがまず問題になるような社会にしていくべきだと思いますので、刑法改正と教育については今後、より議論が深まることを希望します。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、可児委員、お願いいたします。

○可児委員 私からは、DVに関するところと性犯罪に関するところについて意見を述べます。

DVに関するところ、ここは私から特に意見を言わなくても、きっと5次にも書き込まれると思いますが、先ほども出ていました児童虐待とDVの連携の部分に関してはきちんと書き込む。しかも、お題目としてそれを唱えるだけではなくて、現実的な連携がきちんとなされるような形での施策を進める必要がありますので、そういった方向に持っていけるようなことを計画に書き込む必要があると思います。

それから、もう一つDVの関係で言うと、現状の被害者保護は基本的には被害者が逃げることしか想定していません。逃げることしか想定していない中で作られた制度、安全を担保する制度としてある一時保護、それから保護命令につき、ここ最近、利用がどんどん減ってきています。今日内閣府から配付されている資料2-2の4ページに毎回配っていただいている婦人相談所における一時保護件数と保護命令の記載件数についての表がありますが、一時保護件数はピークに比べると、今は65%ぐらい。それから、保護命令もピークからすると7割弱しか利用されていません。私自身も保護命令に関わることが、以前はそれなりにありましたが、最近はほとんどなくなりました。DVの案件にはずっと関わっているのですが、保護命令を利用しようとはならなくなってしまっています。

全体の相談件数が減ってくる中で一時保護件数とか保護命令の利用が減ってきているのであれば何も問題ないと思うのですが、1ページ戻っていただいて、同じ資料の3を見ると、配暴センターにおける相談件数も、それから警察における相談件数も全く減っていま

せん。にもかかわらず、一時保護と保護命令だけが減ってきている。これは今想定しているDV被害者の保護の法制度が上手く機能しなくなっているのではないかと。なぜこうなっているのかといった現状分析がなされているわけではないので、その要因がはっきり突き止められているわけではないのですが、上手く回らなくなっているという現状はあるのではないかと思います。

今回、児童虐待とDVの連携のこともあって、児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法等の改正がなされました。その中で一応3年を目途にDV法などの改正についての検討をということが出てきています。それはもちろん進めていくとして、果たしてそこに留まっているだけで良いのだろうか。もっと抜本的に、被害者の安全を守るために今の形の制度だけで足りるのか、もう少し違った組み合わせも含めて考えなければいけないのか、あるいは被害者が逃げなくても安全確保できるような制度も組み入れていく必要があるのではないかなど、色々なことを考えていく必要があると思います。

基本計画の期間は恐らく5年ですね。そういった期間を前提とするものなのであれば、少なくともそういった被害者保護の法制度につき、より抜本的な見直しも含めた検討をするとか、そのあたりまでは書き込んでいただく必要があるのではないかなと感じています。

それから、性犯罪に関する事柄は、もう何人かの委員からもお話が出ていますが、やはり法改正がなされて一步進んだといっても、なおまだ足りない、不十分なところがあると感じています。今年に入って立て続けに性犯罪の関係での無罪判決が出ました。それぞれの判例を見ていくと、事情は個々違ってはいますが、中には法改正しない限り何ともならないのではないかなというような問題もあります。例えば浜松支部の判決では暴行脅迫について反抗を困難にする程度の暴行だということは認めつつ、行為者の側がそれを認識していたとは認められないと故意を否定しました。これは暴行脅迫要件がある限りどうしても生じてきてしまう問題です。そもそも保護法益を性的自由、性的自己決定権だと言いつつ、何ゆえ暴行脅迫がなければ犯罪として処罰されないのかというのは非常に大きな問題であると感じています。同意なき性交を正当化できる理由はないと思いますので、暴行脅迫要件につき、やはりもう一回、それを残すことが良いのかどうかということは検討していく必要があります。また、久留米の判決は確か、同意があったということを加害者の側が誤信したから故意がないという判断だったと記憶していますが、明示的に同意がなくても、黙示的な同意を誤信したことによって処罰を免れてしまうというのも非常に問題であると思います。基本的には明示的な同意がない限り許容される理由はないわけですから、そのあたり、明示的な同意がなければだめなのだとこのところをきちんと認識していけるような形で、法改正になるのかどういう形になるのか分からないですが、進めていく必要があるのではないかと感じます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

木幡委員、どうぞ。

○木幡委員 まず、DVと児童虐待、これをセットで捉えるということは非常に良いことだと思います。女性のための施策、女性というワードが入っただけでアレルギー反応を抱かれてしまうこともありますので、やはり虐待をセットにしてアピールしていくというのはメディアの食いつきも良いのではないかなと思いますので、ぜひこれはやられた方が良いでしょうし、ぜひとも本当の意味で連携をしていただきたいなと思います。

それから、平成30年3月の調査結果を見てみましても、3割を超える女性が配偶者からの被害経験があるというのは、正直言ってちょっと異常かなと思いますので、これに対して暴力はだめですと言うだけではいつまで経っても変わらないと思いますし、なぜ暴力という行動をとってしまうのかというところが私はすごく気になります。

この部分は抜け落ちている分野かなと思ってしまっていて、なぜそもそも人はこういう行動に出ってしまうのかという部分の考察ですとか分析、そういう専門の方にお話を伺ったり、そういうことも案を検討するに当たっては考えられても良いのではないかなと思います。

何となく全体的に見ていますと、今やっていることというのは、起きたことへの対応、これが結構多いのではないかなと思います。もちろんそれもワンストップ支援センターとかそういうことも非常に大事だと思うのですが、そもそも何が暴力かということ当事者、加害者、被害者両方気づいていないことが結構あるのではないかな。えっ、これもそうなのということが非常に多いと思いますので、それに気づかせるということにも重点を置くべきだし、そして、やはり起きないようにするということですね。発生源へのアプローチではないですけども、そういったこともやっていかないと減らないのではないかなと思います。

ですから、起きないようにする、気づかせる、そして起きたことへの対応という感じで、少し深みを持たせて検討していった方が良いでしょうのではないかなと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 幾つかあるのですが、まず、性暴力ワンストップからです。ワンストップを24時間化するとやはり相談数は圧倒的に多くなるのですが、対応できるキャパシティーのあるワンストップなのか、要は質の問題は都道府県間で大きく差があるということで、窓口として24時間共通ダイヤル化ということには、ぜひ取り組んでいただくのがよろしいかと思います。先ほど相談員の質というのがありましたけれども、それぞれの都道府県で養成していくというのはすごく大変な話で、人口も減りますし、支援員もどんどん減っているという状況の中なので、共通でどこかで質の高い入口を作っていただくということを考えていただき、逆に支援員として電話ではなくて他のところに力を入れていただくような形が良いのではないかなと思います。

もう一つはワンストップ、せっかくそこに来ていただいても、警察に相談するというところになかなか至らなかったり、裁判でも無罪が続いております。ワンストップと警察と

の関係というのが上手くいっている都道府県とそうではないところがあるかと思います。特に証拠保管の問題です。これは何回か申し上げますけれども、証拠を保全した後、ワンストップで保管していた場合に、その証拠の連続性を問われるようなことがあったり、それがないように警察で保管していただきたいという、被害届を永遠に出すことがない人の検体を何年間置いておけばいいのだという話になるので、警察とワンストップとの関係が上手くいっているかどうかというのが、その地域で上手く稼働しているかどうかのポイントかなと思っていますので、そこも精査をして、質を上げるときにぜひ考えていただきたいと思います。

同じように警察との連携という中で協同面接です。これは何度も申し上げますけれども、通達が出て3者で協議されているのですが、実際に被害に遭ってから急性期、本当に早い時間に、特に性虐待、子供の性暴力の場合は協同面接までの時間というのがすごく大事なのですが、実質運用は相当難しい都道府県も多いと思います。どのくらいの数の実績があり、上手くいっている成功事例があるか、精査をしていただき、ただやっているというだけではなくて、相談件数も上がり、暗数が減って、検挙率が上がるように持って行っていただきたいと思います。

DVにつきましては、性的暴力は100%あると思います。言わないだけだと思うのです。相談のときは身体的な暴力や精神的なことということで相談されていますけれども、当事者の人たちの話を聞くと性的暴力を100%受けています。そして、その後に妊娠をした場合に中絶をするときには夫の同意が必要になります。これは何度も申し上げますけれども、中絶の同意というのが配偶者というときに、接近禁止命令を出してもらわない限りは本人の意思だけで中絶ができないとなると、これはもう産むしかないということになります。しかし、産んだときに養育費をくれるかという、そういうわけでは決してないということです。

民事だったと思うのですが、配偶者同意なしに中絶を行いやむを得ない状況だったと判断された判例が1個あります。ですから、これを少し整理していただいて、例えば配暴センターに相談した、あるいは医師がこの人は今中絶を希望しているけれども、とても配偶者から逃れることもなかなか難しいというときに、医師がこれは非常に喫緊の問題であると判断したときは配偶者同意がなくてもいいようにするとか、何か少し作戦を考えていただくということを次にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

それから、DVの中で、先ほど相談件数が減ってきたり、あるいは保護命令が減っているということなのですが、DVだと認識する人は増えたと思うのですが、そこから出てこないという理由は、やはり子供にはお父さんがいたほうがいいのかと考えると、たとえ心理的暴力の見聞きであっても子供に対して大きな影響があるということがまだ認知されていないのではないかと思います。

一方で、自立した人が損をしてしまうというか、貧困ですね。これは計画策定のほうで申し上げたかと思うのですが、第7分野と第8分野、暴力の分野と貧困ですね。困

難を抱える女性の分野というのは本当にセットだと思います。これを第7分野、第8分野という違うくくりではなく、横串を刺していただきたいということを提案したいと思います。例えば、DV家庭で育った子供たち、次の世代に大きな影響があると。

それから、海外ではACE研究というのがありまして、小さいときに虐待を受けた子供とか面前DVで暴力を見聞きした、お父さんが刑務所に入っていたなどの状況の中で育っていた子供が、次の世代にDVの加害者になる確率が高い。それを逆になくせば、暴力被害も加害も約50%減るというデータがあります。そういう研究を本当は日本でやればいいのでしょうけれども、なかなか上手くいっていないので、世代間で連鎖するということでDVと虐待はセットというところ、同じカテゴリーの中で一つ作るとか、横串を刺す形にぜひしていただければと思います。

女性の貧困については、先ほどのDVの対策のところにもありましたけれども、色々制度があるのですけれども、上手く運用されているかどうかをもう一度検証していただいて、離婚しそこから逃げた人の方が損をするようなことのないようにと思います。特に地方で生活保護捕捉率が非常に低いところは、車を持っているから生活保護をもらえない。それから、母子父子寡婦福祉貸付金、国の制度だと思いますけれども、それを借りようとするときに、ひとりで逃げてきたのに連帯保証人が要るとか、なけなしの貯金を持っているともう借りられないとか、そういう使いにくい実態があることを調査していただいて、なぜ逃げられないのかという出口の問題を少し整理していただければと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、納米委員、お願いします。

○納米委員 分野名についてなのですけれども、以前、ジェンダーに基づく暴力という分野名を御提案したところ、室長から、ジェンダーという言葉はまだ馴染んでいないという御説明がございました。ここで申し上げているのは別に思想的とか理念的なことから申し上げているのではなくて、目の前にそういう当事者が男女センターの現場にいらっしゃるのです。自治体ではパートナーシップの宣誓制度などもあちこちで行われるようになっておまして、もっともっとLGBTQの方たちは社会的にビジブルになってくると思うのです。そうすると、その間での暴力の問題ですとかトラブルの問題も併せてビジブルになってきて、現場としてはもう対応を迫られるという状況になっていくと思うのです。

ジェンダーという言葉に抵抗があるのであったら、例えば性別に基づく暴力というのはいかがでしょうか。なぜ同じサービスが受けられないのだという苦情としても上がってきておりますので、山田先生の御意見にもありましたけれども、御検討いただければというのが一つです。

2点目は、民間シェルターへの予算を沢山確保していただいたということで、これは大変望ましいことだと思います。けれども、先ほど来、DVと児童虐待の連携という話が出ていますが、児童虐待に投じられている資源とDVに投じられている資源を比較すると、やは

りDV側への資源投入の方が圧倒的に少ないのではないのでしょうか。小西先生からもケースレベルで会議をしなくては本当の連携にならないというお話がございましたが、では、要対協のケース会議に配暴のスタッフが必ず関与するということができるかという、態勢的に正直なかなか難しい問題だと思います。非常勤の相談員が少人数で電話も面接もケースワークもやっていて、時間の合間を縫って統計の処理などもしているというのが結構多く見られる状況ですので、ぜひ態勢の拡充につながるような予算措置をお願いしたいと思います。

それから、これはちょっと相談員から聞いてショックだったのですが、現在の制度は、DVで離別を決心していて、しかも仕事も辞める、もしくは無職であるという、そういった被害者はメリットを受けられる。そういう被害者のことを相談員は「きれいな相談者」と呼ぶという話を聞いて、ちょっとびっくりしたのです。そうではなく、離別をなかなか決心していない、仕事があって、仕事も離れるかどうか決心をしていない。そうすると、その辺を整理しないと一時保護は利用できないので、なかなか支援が難しくなるということなのです。

では、今のDV被害者の経済状況はどうかということ、内閣府がなさっている調査のクロス集計で見たのですが、何度もDVの被害を受けたことがあったと回答している人の20%は200万から400万の収入があるという結果になっていました。これは、この職を、高いとは言えませんが、現在の収入を全部投げ打たないと一時保護されないというのは、自立支援の前に自立の手段を一旦放棄しないと保護されないということは矛盾であると思います。なので、仕事とDVということについてどうしていくのかという施策が必要になっている時期なのではないかなと思います。

これが最後です。5次計画では何を成果目標としていくかということについて検討になっていくと思うのです。4次計画では相談した人の割合と窓口を知っている人の割合。でも、これはいわゆるアウトプット指標だと思うのです。アウトカムとしてはやはりDVの被害自体が減っていく。アウトカムをどうやって測るかということは非常に難しいということはおわかりいただけますが、1回DVを受けて相談した人が再び被害に遭わないであるとか、DVで殺される人が減るとか、そういうことが成果目標であって、現在の成果指標はそれを達成するためのアウトプットにすぎない。すぎないというのは大変失礼な言い方かもしれませんが、DVセンターに相談をした人がその後どうなったのかということについてのフォローアップ、再び被害を受けてしまったのか、もしくはそうではなかったのかということについての把握が必要になってくるのではないかと考えます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、お願いいたします。

○原委員 まず最初に、内閣府の資料2-1の市町村配暴センターの設置状況というのが今、どのようになっているのか。数が増えていっているのかということだけ1つ質問とし

て挙げさせていただきたいと思います。

おそらくこれは地域において、DVもそうですし、子供に対する支援というのを一つの拠点として市町村が担うようになってきたときに児童相談所との連携を上手くやっていく上では、市町村の配暴センターの数が増えるという、もしくはそれを一緒にやっていくという流れが私は必要なのかなと思っていますので、今これが増えようとしているのかどうか。あまりそういう印象はないのですけれども、そういうことを質問として1つ挙げさせていただいたかっただのと、その隣の、配偶者からの被害を相談した者の割合です。これは例えばお友達に相談をして、友達が配暴センターを紹介してくれてという重複しているのだったらいいのですけれども、友達のみであるとか、要は専門機関に全く相談をしない状態のままの人たちがかなりいるのではないかと。そういう人たちが専門機関に相談をしないのは一体なぜなのかということを、5次計画を作る上でそこも知りたいポイントだなと思っています。

これまで何人かの委員の皆さんがおっしゃっていた、DV対策そのものというのは、要は離脱が一つの制度設計になっているようなところがあって、その見直しの時期に来ていると考えています。これまでどおり被害者と子供の安全の確保、自立支援は重要なのですが、様々なニーズを持つ、例えば仕事を辞めるのは難しい人など多い。当然そうだと思います。被害者の色々な要望に応えられるような柔軟な対応力というのがこれから私たちに求められると思いますし、あと、若い世代のDV被害者と、こういう言い方をするといけないのかもしれませんが、次世代に暴力が連鎖していく中で、明らかに問題が新たにってきているもの、例えば支援の難しさもそうですし、施設に入りたがらないということとかも、何かやはりつながっているように思います。

ですので、家族支援ですね。DVの夫に対しての家族支援というのはちょっと置いておかないといけないのですけれども、子供を第2の被害者という見方ではなくて、お母さんと同じ第1の被害者としてそれぞれに支援をする見方、考え方が必要になってくるだろうと思っていますところなのですけれども、先ほど種部先生からもお話があったACE研究でも、そういう被害を受けた子供が幾つかの疾患に罹るリスクがあるとかということが分かっていて、加えて、DVの被害を受けたお母さんが将来の再被害リスクもありますね。そうすると、これは明らかに公衆衛生の問題としてDVを捉えていかないといけなくなってくるので、そういうところもまず必要だと。

それと、面前DVの子供たちの関わりについても、我々配暴センターは積極的に通報してこなかったのですけれども、本当にそれでこれからも良いのかということはもう一度検討し直す必要があると思います。警察のようにノンアセスメントの全件通報というのはちょっといかがなものかと思わないではないのですけれども、ただ、ケースによってはやはりその影響等も考えると、早期発見、早期介入というところで通報というのが重要になってくるのではないかとと思っています。

言いたいことはいっぱいあるので、あとはやはり私たちのこれまでの支援と

いうのは入口支援のところに集中していて、納米委員が先ほどおっしゃった出口支援、出口でこの人たちが本当にどうなっていったのかとか、そういうことを全く見てこなかったもので、早くに発見し、中長期支援の体制作りをしながら、なおかつもう一つはやはり地域間格差ですね。これは性暴力被害でもそういうものが起きていますので、それを埋めていくということを今後考えていく必要があるのではないかと考えています。

あとは、今後、ハラスメント対策で「暴力は加害者の問題として、被害者には落ち度はないというのが5年前に計画をしているところに比べると、明らかに社会啓発が進んできましたので、私はそういう意味では企業に一般にいる人たちに対する研修のチャンスも増えてきたのかなとか、そんなことも考えているところです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

また、本日御欠席の山田委員及び中村委員から意見をいただいておりますので、共有させていただきます。

資料2-3を御覧ください。まず山田委員からお出しいただいたものがございますが、山田委員からは、第5次基本計画に向けて、セクハラ防止について、取引先・取材先などの弱い立場にある人や、就職活動生・教育実習生等に対するセクハラについて訴える先がないと聞いているため、できるだけそれぞれの関係性におけるセクハラの例を示して、セクハラに対する認識を広げるとともに、相談窓口の充実、処罰化を進めてほしいといった御意見や、DVについては、いわゆるデートDVなど単に恋愛関係にある者や同性愛者間の暴力を防止するための方策が必要であり、まずは、教育を充実させていくことが重要であるとの御意見、LGBTQに関しては、性的少数者が生きやすい社会にするため、まずは人々の正しい理解を深め、差別を解消していくことが必要であるといった御意見、それから、再婚家庭について、児童虐待、DVを一つの要因として、再婚後の継親-継子関係の構築の問題があると考えられることから、再婚家庭への支援を項目として入れたらどうかという御意見をいただいております。

続いて、資料2-4は中村委員からの御意見でございますが、DV加害者更生施策について、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべきとして、例えば自治体と協力して男性相談体制を整備し、各自治体で開設された窓口において、加害当事者の更生プログラム参加を推奨することや、持続的に脱暴力を支えるためのサークルの存在が必要であり、また、児童虐待と関連している事案については児童相談所からペアレンティングプログラムへの参加を指示することも有益であるといった御意見や保護命令制度や接近禁止命令、児童虐待における児童の保護と関わる加害者更生プログラム受講命令制度の創設についても検討すべきであるとの御意見、暴力と関わる男性問題についての総合的な対策について、男性相談体制の構築に当たっては、加害者相談や脱暴力化支援、男性の被害相談を含めた総合的施策が必要であるとの御意見をいただいております。

皆様から大変有益な意見をいただきまして、最後に私からも個人的に思っていることに

ついてちょっと意見を述べさせていただければと思いますが、私はDVの被害についても、内閣府がやっている3年ごとの被害者調査の一番最初のものを作るときに関わらせていただきました。今から思うと、生涯被害率だけではなくて3年被害率もとっておけばよかったのになとか色々なことを思うのですが、それでも、例えばDVを相談しない人の率というのは最初から比べるとかなり下がっている。長い年月の間にですけれども、ある程度は下がってきています。下がってきていることが一体どういうことなのかということはもちろん考えなくてはいけないのですけれども、そういう意味では、私は、DVの方の方策というのは、逃がすという焦点から、やはりもう少し総合的な施策に変えていけるといいのではないかと考えています。

例えば加害者の教育とか面会交流とか、幾つか課題があるわけですが、これらはみんな関連していて、一つは事件が起こる前の教育と、もう一つは事件が起こった後の対策ということの両方がすごく手薄なわけですね。回復への一貫した支援というのをもう少し考え直すといいのかなと思っています。5年の計画ですから、次に一歩踏み出すということはどうやって、やっていくのかということのを考えられるといいかなと思っています。

性暴力の方は、まず一つはワンストップセンターがせっかく全部できた。だけれども、本当にクオリティーが今、ばらばらですから、このクオリティーを上げていくことはどうしても必要なことだと思います。共通ダイアル化も色々な問題もあるけれども、やはり地方のことを考えるとやっていかななくてはいけないなと思いますし、例えば他の相談施設との連携なんかもまだまだこれからですね。性暴力に関しては、統計を見る限りでもDVよりまだちょっと遅れていて、これからケースが沢山出てくる場所ですね。多分この5年というのは順調に方策が進めばケース数は増えるばかりという形になるのだと思います。

刑法がどういう風に変わっていくかということもありますので、そういうことをにらみながらやっていかななくてはいけないというのが一つ思っていることです。

もう一つは、特にワンストップセンターなどを見ても、子供の被害がすごく多いことがはっきりしてきておりますし、子供はなかなか自分で言うことができない。様々な理由がありますが、そういうことは明らかになってきていると思います。それは小さい子だけではなくて思春期でもそうですね。未成年の人たちに対する施策がとても必要だということは大分情報として共有されてきていると思います。DVの方を考えても、性暴力もなのですから、なかなか私たちが踏み込めなかった教育、予防教育とか防止教育ですね。そちらに何とか踏み込んでいくことができない限り、先ほどアウトプットとアウトカムの問題もありましたけれども、性暴力は率直に言って、この5年では、私は、アウトカムが減るところまでなんか絶対行かないと思っていますけれども、教育にも少しでも足を踏み入れていかない限り、一番のコアな対象で、一番支援が必要な人たちに何も届けられないということがあるのではないかなと思っています。

現実的にその中でどういうことをやっていくかというのはまた検討が必要ですが、私個人としてはそういう風に考えております。

それでは、残りの時間を使って「第5次男女共同参画基本計画」に盛り込むべき事項など、全般につきまして、ここからは御自由に御発言いただければと思います。

どうぞ、何かございますか。

○吉田暴力対策推進室長 1点だけすみません。原先生から御質問いただいたセンター数の推移ですけれども、現在、足元287ございます。都道府県が173という数字は平成19年からここ12年ほど変わっておりませんが、平成17年以降、市町村にもでき始めまして、例えば平成21年、10年前では12カ所でしたけれども、5年前の平成26年には70カ所、現在は114カ所ということで、市町村における配暴センターもだんだんと増えてきているところです。ただ、まだ更に広がっていかないといけないと認識しております。

○小西会長 よろしいでしょうか。

そうしたら、どうぞ御自由に、御意見がございましたら。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 先ほど種部委員から貧困の問題についての御発言がありましたが、最近、事件に関わっていく中で、特に身体的暴力というよりは精神的暴力であったりモラルハラスメント的なケースで、繰り返し繰り返し法的な手続を起こされ、その対応でどんどん経済的に疲弊していく被害者を多く見るようになってきています。そういったケースはなかなか癖のある相手方なので、被害者が自身で対応することはほぼ不可能で、弁護士が代理になってやっていく他ないのですが、弁護士費用がかさんでいきます。法テラスの民事法律扶助を使ったとしても、民事法律扶助は通常の弁護士費用に比べると3分の1から2分の1ぐらいの低額に抑えられているとはいっても、どんどん積み上がっていきますから、結果的に物凄い金額を借りることになってしまいます。本当に多いケースなんかだと、10件以上も同じ当事者間で事件が起こされることもあります。法テラスは1件目に比べて2件目は半額とか少しずつ費用を減らしてはいきますが、それでも費用が積み上がり、何十万という金額を借りることになってしまいます。

法テラスでは、償還免除をしてもらえる場合もあります。ただ、償還免除を得られる場合というのは基本的には生活保護を受けている場合です。準生活保護の場合も免除しますと言ってはくれています。物凄くハードルが高く、現実的には生活保護を受けていないとなかなか免除になりません。貸し付けなので、法的な手続に掛かった弁護士に関する費用は本人がずっと負担していかなくてははいけないのです。取り立ても結構厳しいものから、それなりの金額を毎月返していかななくてははいけないことになります。

法テラスで扶助を受けなければいけないような資産状況の方が借り入れを重ねるわけですから、その後、お子さんと生活をしていくに当たり、法テラスからの借り入れというのが結構な負担になります。ここを何とかするとなれば、やはり国からお金を投入するなりし、免除の幅を広げるしかないように思います。そのあたりを、計画に書き込めるかどうか分かりませんが、意識していただきたい。ただ法テラスを使えば何とかかなという話ではないので、そこに関しては意識した形で計画を作っていただきたいと思います。

以上です。

○吉田暴力対策推進室長 それは加害者側というか、要は法的なやり方をハラスメント的なツールとして使って、そうやってくるから被害者側が疲弊して、しかも守るためには法的な手続が要るからという状況ですか。

○可児委員 そうですね。ハラスメント的に使ってくる場合もあります。そうではなくても、やはり離婚、婚姻費用、面会交流、子の監護者指定、子の引き渡し、これで5件いきますね。離婚についても調停でだめで訴訟になればもう1件増えるわけです。それから、離婚とか婚姻費用に関しては被害者の側から求めることが多いので、それは仕方ないかなと思うところもあるのですが、それ以外の事柄はやはり相手から出てくるが多く、監護者指定とか子の引き渡しといった問題が、1回終わっても、またしばらくするともう1回出て来る。面会交流についても、1回終わって、また1年ぐらいするとまた出て来るみたいなことで何度も何度も繰り返されるのです。それを嫌がらせ的に使っている加害者ももちろんいると思うし、そうではなくて単純にもう一回ということ起こしてくる人もいます。それだけでも5件、6件、7件、8件と増えていってしまう。10件以上になったケースは嫌がらせ的に使われているケースではありますが、そういったことで結構な負担になることがあります。

○小西会長 ありがとうございます。

その他、先ほど5分と言いましたので、もし言い残していることとか、もう少し説明したいこととかがありましたら、ぜひどうぞ、お願いいたします。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 原委員からもあったと思うのですけれども、電話で相談とかという時代ではなくてきているというか、世代が随分変わってきていると思います。昨年、若年女性への暴力の検討会など調査研究を様々やってきたのですけれども、SNSの方が相談のあり方として良いだろうねという結論だったのですが、実際、そこでなんとかキャッチして捕捉しても、その後に社会的な支援とか福祉につなげた後で、窓口嫌いになってしまう。窓口が非常に、市町村も大変なのはよくわかるのですけれども、またあんた来たのかいというようなそんな感じだと、連れていっても支援者も疲れてしまいます。ですから、窓口をそれこそワンストップにしてあげていただきたいのですけれども、あっちも行って、こっちも行ってということになってしまったり、特に若い女の子たちを連れて支援者は回っていると思うのですけれども、とても苦勞していると思うのです。

なので、支援を本当に必要な人を真ん中に置いて、周りの人が集まるということにはできないのかということ常々思っておりました。そこで見放してしまうとまた次は、今度は風俗なんかで搾取に遭うわけですから、連鎖しているということ考えた上で、そういう対策をしていくという形に変えていただきたい。先ほど言いました、7分野と8分野を一緒にしてほしいというのが一つです。

それから、刑法の見直しは、今回の4次計画で解決したとはやはり思えなくて、先ほど

から出ておりました暴行脅迫要件、性交同意年齢、監護者の範囲、もう一つは公訴時効の撤廃です。その4点については、再度やはり検討に上げていただきたいと思います。性虐待、本人が自分の意思で公訴したいというときにはやはりどうしても成人になってからということになってしまいますので。

それから、性交同意年齢については様々異論もあると思うのですが、性交同意年齢を上げない現状において、例えば実の親からの性交で妊娠をした子供は、親の承諾がないと中絶が受けられない。医療行為には同意というのが必要になるのですが、医療というのは診療契約であり、本人のみでは契約行為できません。ということで、どちらにも行けないという子供たちが同意のない性交で妊娠・出産をして、ゼロ日目に子供を遺棄する。虐待死で最も多いのが生後ゼロ日目の死亡なので、それを減らすということ考えた場合に、性交同意年齢とその後の結末として起こってくる予期せぬ出産ということとセットで法整備を考えていく必要があるのではないかと思います。

もう一点、いいアウトカムを思いついたのですが、自殺率はどうですかね。ACE研究などを見ると、女性の自殺率だったりとか、女性だけに限らず男の子も面前DVで育った子供がいるわけですから、受刑者ですね。収監されている人の割合だったり、あるいは薬物依存だったり、先ほど申し上げましたACE研究というのではっきりと出てきているものがあるかと思います。海外のそのようなものを参考にさせていただいて、アウトカムは社会的な健康の決定、健康の社会的決定要因が上手くいっていない人たちがどういうアウトカムになっていくのかということに視点を置いていただければと思います。

○小西会長 今の意見に関して個人的な意見ですが、本当にそう思うのですが、疫学研究がなかなか日本では難しいですね。今まで幾つかアメリカで、あるいは世界で行われた定評のある研究、ACEなども含めてそうなのですが、そういう同じモデルのものが何一つ行われていない状況の中でアウトカムをきっちり定めるというのが本当に難しいというのは私も感じております。

ちょっとついでに、SNSの問題は相談する方の問題だけではなくて、性暴力被害だと、例えばそれがすぐ、出会い系サイトととは言わないまでも、危ない人と出会ってしまうところに子供がつながったり、あるいは私が経験したケースでも、自撮りなんかを送ってしまうことで、その後もう動きがつかなくなってしまうというように、被害を受ける方にも非常に関わってきているのですね。やはり情報化ということは本当にこの社会の大きな問題で、新しい被害が沢山出てきているのだと思いますので、SNSの問題などはぜひ抜いていくようにした方が良いのではないかなと思っております。

他に何かございますか。

○原委員 予防教育のことなのですが、実は佐賀県は平成18年に10代の中絶実施率が全国ワースト1位になったということを受けて、県で中学2年生に対する性教育を全校実施するというのを始めました。その同じ年にうちのセンターでDV予防教育ということで3学年プログラムを半分の中学校ですが、それでも続けました。その結果、一番新しい数字

では10代の中絶実施率は23位まで後退したので、ある一定の教育効果があったのではないかということで、内々では評価しているのです。

さらに、それを広げていく中で、いわゆる被害に遭いやすい発達に課題のある子に対する教育と、障害を抱える子供さんに対する予防教育ができないだろうかということの一つ考え始めているところで、そういうところの取組が今後、できれば全国的に進んでいけばいいなと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

障害のある方とか、あるいはLGBTの方もそこに入ってくるかもしれませんし、外国籍の方もそうかもしれませんけれども、対象をさらに間口を広げていくというか、それは一つ大きな課題かなと私も感じております。

他にございますでしょうか。

納米委員、木幡委員。

○納米委員 相談窓口と相談件数のことなのですが、先ほど原委員は、公的な相談にどのぐらいつながっているのか、公的な相談にむしろつなげていくという方向での御発言だったと思うのです。でも、現在、身近な方への相談が多いわけなので、もう一つの方向性としては身近な方が資源になっていくという方向での啓発であるとか、そういうことももっとやられて良いのではないのでしょうか。被害を受けている方に相談窓口を教えるということもありますけれども、加害をしている側にそれをたしなめるとか抑止するというような方向での働きかけも、海外でのプロジェクトではバイスタンダープログラムということで行われています。そのような方向も検討されてはどうかと思います。

あと2点は、相談員から聞いてきてほしいと言われたことがございまして、1つは、養育費の新算定表が公表されたということですが、相談窓口で参考情報として相談者の方に、離婚になった場合の養育費についての算定はこの表を参考にしてくださいという形でお知らせするのですが、もう新でいいのですよねというのを確認してきてほしいと言われて来ました。すみません、確認する場はこの場ではないのかもしれないですが、教えていただけたら、ありがたいです。それが1点です。

もう一つは、指針に戻ってしまうのですが、医療機関との連携の部分で、支援センターは医療機関の紹介、あっせんを行うと書かれています。個別の医療機関を紹介したり、そこにあっせんを行っているところと、そうではないところが全国ではあると思うのです。もうこれは国として、個別の医療機関につなげる方向をお考えということですかよね。それで良いということですかというのを確認したいと思ひまして、以上2点です。

○小西会長 先に木幡委員、どうぞ。

(橋本男女共同参画担当大臣入室)

○木幡委員 ちょっと教えて欲しいのですが、先ほど納米委員もおっしゃった成果目標というのは、これから考えるということによろしいのですかね。成果目標が相談した人の割合とか、窓口の周知度というのは、これから同じような枠組みで考えていくという

ことですか。数字を変えるだけではなくて、この項目も考えていくという。

○吉田暴力対策推進室長 まず、木幡先生の成果目標についてですけれども、基本的に今まで積み重ねてきたものはあるのですけれども、御指摘のように現状を踏まえたものか、もう少しアウトカム目標にしたほうが良いのではないかという御意見もありますし、一方で、数値目標を立てるときはSMARTといいますか、よく言われるのが現実的で、測定可能でとかがありますので、そういうものを踏まえながら、御意見をいただきながら考えていきたいと思っておりますので、このまま据え置くのが前提というものではないと思っています。

○小西会長 とりあえず、今、大臣が到着されましたので、大臣から御挨拶いただいて、それから納米委員へのお答えをさせていただこうかと思っております。

○橋本男女共同参画担当大臣 先にお答えしてください。

○小西会長 では、そちらからいきます。

○吉田暴力対策推進室長 資産算定表とか個別の医療費について確認した上で、資産算定表は特に色々な関係者に大事なことでと思いますので、裁判所で今回まとめたということです。裁判所に実態を確認したいと思っております。今日付で新しい算定表が出たというのは認識していますけれども、それがいつから適用かというのは確認いたします。

○小西会長 ありがとうございます。

○可児委員 もし良かったら算定表について説明しましょうか。

算定表は、現実的には、新しい算定表そのまま適用するかどうかはともかくとして、もう新しい算定表になると思います。新しい算定表が12月23日に出ることが報道されて以降、旧算定表では基本的に合意をしていません。裁判所は旧算定表でも特に良いと言った場合を除き、事件を先送りしています。12月中に離婚の判決予定だったケースも1月に延期されたりしているもので、新算定表でしか算定しないということだと思います。

○納米委員 ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、大臣に待っていただきまして、すみませんでした。橋本大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

○橋本男女共同参画担当大臣 皆さん、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、女性に対する暴力の根絶に向けて、日頃から大変な御尽力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。私自身も9月に就任をして以降、配偶者暴力相談支援センターですとか性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、そして、DV被害者等のための民間シェルターも視察をさせていただきました。被害の深刻さですとか、これらの機関で必要な支援を受けることの重要性、そういったことを改めて認識させていただきました。

この専門調査会では、平成13年の設置以降、DVや性犯罪、性暴力、そして若年層への暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの問題について、その時々的情勢に応じて報告書に

取りまとめ、問題提起をしていただきました。来年度は「第5次男女共同参画基本計画」を策定いたしますが、5年先を見据えた施策の方向性や計画に盛り込むべき具体的な取組について、積極的な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。

また、先日、来年度の政府予算案が閣議決定をされたところですが、内閣府においては女性に対する暴力に関する予算を本年度の約2.8億円から来年度は約5.7億円に倍増させることといたしました。この予算によりまして、新たに民間シェルターが行う先進的な取組を推進するほか、ワンストップ支援センターについてもさらなる運営の安定化と支援の質を向上していきたいと思っております。

引き続き、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、皆様方の豊富な御知見もお借りしながら一緒に頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○小西会長 橋本大臣、ありがとうございました。

カメラの方はここまでとさせていただきます。大丈夫ですね。

それでは、大臣には引き続き、この自由討議を聞いていただこうと思っております。御発言のある方はぜひどうぞ。

○木幡委員 先ほど途中だったので。

○小西会長 途中だったのですね。すみません。

○木幡委員 なぜ聞いたかと言いますと、これを70%に増やすとか、そういうのは社会全体で暴力の数が増えてもやはり相談件数というのは増えますね。だから、それを目標にしているというのは若干違和感を覚えたのですけれども、また、それが一番上にある。これはこれから考えていくことだと思っておりますけれども、この母数は何の70%ですか。

○吉田暴力対策推進室長 この母数は男女間の暴力に関する調査をもとに、まず、どれだけ暴力の被害を受けた方がいるかというのを確認した上で、その受けた方々がどれだけ相談したかというのをとっていますので、要は母数の増減によるわけではなく、実際に相談につながったかどうかという数になっております。

○木幡委員 ぱっと見ただけではそれが分かりにくいかなと思っておりますので、とにかく成果目標というのがもう少し違うものになっていた方が良いのかなというのは感じます。

以上です。

○小西会長 私からもお話ししますと、起きた被害が全て割と明らかになるような被害もあれば、女性に対する暴力の場合は、被害がそもそも出てこないことに大きな問題があるわけで、御本人さえ認識していないこともありますね。そういう中では、被害をちゃんと誰かに言えるということとしては、むしろ数がちゃんと増えてくる方が必要であるという、まず第1段階の側面もあります。そういう暗数が常にあるということは、もうこれはどの調査でもはっきり分かっていることだと思います。さらに、出てきた人たちがどうなるかということも議論しなくてはいけないことで、そちらにもアウトカムが必要なわけですね。そこは二段構えでお考えいただくとよろしいかと思っております。

○小西会長 どうぞ、ぜひ。

○種部委員 民間シェルターのこと、非常にフレキシブルな対応ができるので良いということですが、本来は配暴センターがその機能を持っているわけで、なぜそこに行かないかという、スマホ、電話を持って入れないということと、地方においては車問題があります。それを考えると、逆に配暴センターの機能を見直していくということはこれから考えなくて良いのかということだと思います。民間頼りで良いのかということは非常に思います。特に民間も支援者の年齢が非常に高く、そうなりますといつまで存続できるか保証は全くないわけです。民間シェルターのフレキシブルな受け入れ、様々なケースに柔軟に対応できるというのはとても良い点なので、例えば委託という形で一時保護、お母さんが子供を連れて逃げてきたときに、子供が中学生以上の男の子だったときは母子分離を避けるため民間をとるか、そういう使い方は分かるのですが、配暴センターとしての本来持つべき機能はこれから見直していく必要があるのではないのでしょうか。

それから、婦人保護施設のあり方については見直しにも入っていると思うのですが、これはこの分野の中で扱ってということなのでしょう。先ほど第7分野と第8分野を一緒にしてほしいという話をしたのですけれども、貧困と女性への暴力というのは世代で連鎖をするわけですが、その中のセーフティーネットの見直しですね。今どきの若い子たちはなかなか婦人保護施設で暮らしたいとは多分言わないと思うのですが、それはこの分野の中で一緒に取り上げていっていただけるのかどうかということ。もしお考えがあればお聞かせください。

○吉田暴力対策推進室長 まだ具体的にはなっておりませんが、種部先生が御指摘のように貧困の問題と暴力の問題というのは非常に関連があると思っておりますので、今後、具体的に検討する中ではしっかりと連携して検討した上で、ただ、政策としてやる時には体系としては分けてやることになるかもしれませんが、いずれにせよ検討は一緒にして、それらの連携をはっきりさせるような形で考えていきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

もし今なければ、私、1つ話題を皆様方に振りたいと思いますが、加害者の更生教育ということが実際に次の検討課題としても中村先生も言われていますし、書かれているわけですが、これについて何か御意見があれば伺いたいなと思っています。

多分、皆さん割と実地でやっていらっしゃる方が多いので、被害者に沢山問題があるということとか、加害者の更生教育というのは一般に人が頭で考えるほど簡単なことではないということをよく知っていらっしゃる方なので、出て来ないのだと思うのです。でも、世の中全体からすると、どうして加害者を何とかしていくという道を見ないのか。被害が起こってからしかやらないのかと、やはり誰もが考えることなのだと思います。それについて、DVの被害者をとにかく逃がすという点から少しずつ増やしていくことでしたら、また考えなくてはいけないのではないかと思います。御意見は何かございませんでしょうか。

○可児委員 加害者を何らかのプログラムに継続的に通わせることによって、その加害者の現状の動きをコントロールするというか、そういったことは必要だと思うし、それについてはもしかすると一定の効果があるのかもとも思うのですが、最終目標を更生というところに見たときに、本当に更生というところまで行けるのか。更生というのが、例えば身体的暴力を振るわなくなれば更生なのか、身体的暴力を振るわなくなったけれども、より巧妙にモラルハラスメント的な言動をするようになってしまっただけでは意味がありません。なので、私の個人的な感覚としては、更生を目指すというのはあまりにも目標として高過ぎるので、むしろ加害者を何らかのプログラムに継続的に通わせることによって、その行動をある程度コントロールし、その結果、被害者の安全が守られる。そういった立て付けでないといけないのではないか。そこまでではないかと感じています。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 私は、可児先生よりもう一步踏み込んでやったほうが良いのではないかなと思います。理由は幾つかあるのですが、面会交流で子供がいる場合には、接点を持たざるを得ない状況があるわけですね。そのときに暴力を振るった側が安全な人になってもらわないと、子供に対してまた継続的な被害が生じてしまうということがあります。

それから、本当にどのくらい効くのかということには大変議論があるところなのだと思うのですが、海外の研究では、どのくらいの再犯率というのですか、再び暴力が起こっているのかということについての研究がありますので、それも全然効かないという研究の方が有名になっていますけれども、そうではなくて減少したというような研究もありますので、日本でも慎重にはあるかもしれないですが、ぜひトライアルはやっていただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、どうぞ。

○原委員 私は、加害者の更生教育というか、本当に可児委員がおっしゃったみたいに何をもって更生なのかということの判断がまず難しい。ただ、こういう仕組みをつくることによって、少なくとも加害者に何らかのことを私たちはやろうとするということが暴力を許さない社会づくりの一つにもつながると思っていますので、そういう意味では加害者更生プログラムの取組が今、検討会が始まったばかりではありますけれども、これはぜひ進めていきながらやってほしいと思います。

先ほど可児委員からある程度、例えば行動のコントロールという話があったのですが、例えば私の実際の経験であるとか、ヒアリングの結果でもそうだったのですが、プログラムに参加をしている人たちは多くが養育費の支払いもちゃんとやっている事例が多かったです。ですから、そういう意味では、加害者といえども誰かとコミットし続けることによって生活そのものが少なくとも非暴力化を起こす。更生とまでは言わなくとも非暴力化を起こすということそのものが、例えば考え方や行動様式そのものを変化させるこ

と、もしくは子供や当事者である被害者に対する安心感をもたらすということにもおそろくつながるだろうと。ただ、ここまでいくには相当な時間も要るでしょうし、私が一番考えるのは、それを地域で誰がやるのかということ。それを予算化するのだったら、被害者支援をやっている人たちの待遇を良くしましょうよという話が絶対出てくると思いますが、そこのせめぎ合いはあるにしても、私は何らかの形で加害者にコミットすることそのものは養育費の支払い、面会交流であるとか、そういうことの次の出口の部分ですね。本来私たちが入口の支援ばかりやっていたものの出口のところにつながる一つのきっかけにはなると思っています。

○小西会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 なかなか面会交流については、DV被害者にとっては2度目の苦痛というか、やっと暴力やモラハラ、言葉の暴力から逃れて離婚できたと思った途端に面会交流を決めなければならない。非常に傷つき感が深い方にとっては、顔を合わせるだけでパニックを起こすとか、フラッシュバックを起こすというような方もおまして、面会交流で第三者機関をお願いすることもあるのですけれども、これはほとんど有料なので。そうすると続かない。先ほど可児先生が、法テラスを何回か利用してお金がかさんでいくというお話をされていましたが、どうしても面会交流を実施しなければならないとしたならば、お金がかさんでしまって、ますます精神的にも追い詰められていく。

今、どうしても裁判所が面会交流ありきということで進められているものですから、例えばメンタルな被害が非常に深かったり、大きかったりする被害者が回復するまで待ってくれないのかと。ある程度、もうしばらくは間接交流でというようなお医者さんの診断とかがあれば当分の間、当分の間というのは1～2年は間接交流、あるいはお子さんが中学生ぐらいになるとお子さんの判断で別居親と会うということの判断を委ねることも可能になってくると思いますので、面会交流についてはケース・バイ・ケースで柔軟な対応をぜひ検討していただきたいと思います。

○小西会長 そろそろ時間があと5分ぐらいになってきたのですけれども、御活発に御意見いただきまして、井田委員、浦委員はまだ2回目のところで御発言がないので、もし何かありましたら、どうぞ。

○浦委員 加害者教育の話で今思ったのですが、私、少年院で非行少年たちとの12回のグループワークプログラムに参加する機会をいただいている、性加害少年たちと話をすると、驚くほど性に対する知識が乏しい、少ない、間違った知識を刷り込まれているなど感じる人が多いです。それは、今、メディアで色々な誤った偏った情報が垂れ流されていることに起因しますし、現在、人権の視点に立った教育がないという根本的な問題があると思っています。

なので、教育という意味では、被害者も生まない、加害者も生まないということで、やはり早期、小学校高学年ぐらいからの教育を進めていかないと、加害者になってからでは遅いですし、被害にあうと、本当にその後すごく回復までに時間がかかる。その手前の、

入口で、何とかするというのが私たち大人の責任ではないかなと感じています。

以上です。

○小西会長 どうぞ。

○井田委員 ここでも何人かの委員の先生方から性犯罪の暴行・脅迫要件についての御意見が表明されたので、今の段階での私自身、どのように考えているかということをお話ししておきたいと思います。

2017年に刑法の一部改正が行われた当時、私もその改正に関わったのですが、その点の改正は手直しは当面、必要がないと考えていました。なぜかというと、これは刑法解釈上も、また実務上も、被害者側の不同意ということと暴行・脅迫要件の充足とはイコールであろうと考えていたからです。言い方を換えれば、被害者が不同意であったことを外形的に示すのが基本的には暴行・脅迫であると考えていたわけです。私、30年ぐらい刑法の解釈を専門としてやってきているのですけれども、暴行・脅迫要件はそれ自体としてはそれほど高いハードルではないのですね。それは比較的低くても認められうるものなので、不同意ではあるが暴行・脅迫要件が充足されないという事態そのものが、基本的にはないのではないかと考えていたわけです。必ずしもそうではない判例・裁判例があっても、そういう考え方が実務でも一般化し、また浸透していくことで、実務の扱いもそういう方向に統一されていくというふうに若干甘く見ていたのです。

その後、戦後の判例・裁判例をまとめて読み、また一線の裁判官や検事の話を実際に聞いてみると、ちょっと私がイメージしていたよりもより高いハードルを考えているのではないかという感触をもつに至りました。そうすると、法律を変えない状態でその解釈を変えることで高いハードルを低くするのはなかなか難しいのではないかと考えるに至ったわけです。法改正により暴行・脅迫よりも軽い要件を条文に書き込むということは十分考えて良いのではないかという意見を今はもっています。

他方で、正面から「不同意性交」を犯罪にすればよいということをおっしゃる人も多いのですが、「不同意」とは、法律上は極めて曖昧、多義的な言葉なのです。最高裁は騙した場合も不同意だと言っていますから、不同意という言葉を書き込んでしまうと、騙した場合も入ってくるという話になってくる。これは相当慎重に考えなければいけないことです。ドイツは、2016年に不同意性交を正面から条文化したのですが、その後、偽計の問題が入ってきてしまって、今、学説上、大変な議論になっています。多くの学説は偽計のケースは排除すべきだと言っているのですけれども、一部に支持する見解もあります。そんなこともあり、日本で法律を変えるときには単に不同意性交とするのではなくて、中身をもうちょっと考えてきちんと要件化しなければいけない。

そうすると、それは何を認識しなければいけないかという故意の問題にも反映してきます。そういう要件にあたる事実を認識していれば故意は否定されるし、これを認識していれば故意は否定されないというふうに、ある程度、明確な基準になるのだらうと思うのです。いずれにしても、これらの点については、少し立ち入った専門的議論を今後行ってい

かなければいけないのだらうと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

そろそろ時間も尽きましたので、ここで、最後に橋本大臣からお話を何かいただければ。

○橋本男女共同参画担当大臣 途中からの参加で申し訳ございませんでした。

今、色々とお話を聞かせていただいて、私の方から沢山質問をしたいところがあったのですが、先ほど更生プログラムのお話がありました。納米先生からは、再犯率がどのようなのかということも国内だけではなくて、アメリカを初め諸外国の例ももう少し調べるべきだというお話をさせていただいていたのですが、私もずっと色々回らせていただいたり、お話を聞いていく中で、内面と外面は全く違うように感じました。というのは、今まで聞いた話では、虐待の加害者も、子供を引き取るときには優しくなったりすると言いますよね。色々な例があると思いますけれども、そして、再び同じように暴力を犯す傾向がある。これは児童虐待だけでなく、女性に対する暴力が今、一体化して同じ場所で行われているということを考えても、そういったところでの加害者の心理というものを今後どのように医科学的な部分においてもしっかりとエビデンスを持っていくのかということが、言葉では、「もう大丈夫、暴力は振るいません」と言っているけれども、実際には再犯してしまう割合は高いのだと聞きます。私としてもいつも心を痛めるのは、なぜそのときに、そういったことを見抜けず、家庭に戻ってしまったのかと。そういった事件が報道されることが、何回も繰り返されるような気がしてならないものですから。

あるお医者さんに聞きますと、一度、虐待に手を染めてしまった人に対しては、どんなことがあっても返すべきではないと。女性に対しても、また子供に対しても。そういったところをどのようにして今後判断していくのかというのは、法制度的な観点からも今の段階では難しい面もあるのかもしれないのですが、昔とは全く違った、心理的な観点からの分析、あるいは犯罪に手を染めた人たちのそういった背景、相当しっかりと調べていかなければ同じことが繰り返されるのかなと思っていて、また色々な御意見をいただきながら、私なりに勉強させていただきたいなと思っております。今後、「第5次男女共同参画基本計画」の策定に向けて、ぜひ様々な御意見を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○小西会長 橋本大臣、ありがとうございます。またお話をしていければと思います。

以上をもちまして、第103回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

次回は来年2月14日に予定しております。

皆様、どうもありがとうございました。